

食安基発0511第1号  
平成24年5月11日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



### コチニール色素を含む食品によるアレルギーについて

今般、国内において既存添加物コチニール色素（以下「コチニール色素」）を含む飲料の摂取による急性アレルギー反応（アナフィラキシー）とされる事例の情報が寄せられ、また、本事例を踏まえ、消費者庁よりコチニール色素に関する注意喚起がなされました（参考参照）。

このため、貴管下の関係業者に対し、コチニール色素によるアレルギーの発症に関する情報提供を行うとともに、コチニール色素によるアレルギーの発症に係る実態を把握するため、下記のとおり、症例等の情報を報告するよう依頼をお願いします。

なお、（社）日本食品衛生協会、（公社）日本輸入食品安全推進協会、日本食品添加物協会、（公財）日本健康・栄養食品協会、健食業界団体連絡会、日本栄養評議会、（一社）日本乳業協会、（一社）全国清涼飲料工業会、（社）日本食肉加工協会、全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会及び全日本菓子協会に対しても、その会員に対する周知徹底を図るよう通知していることを念のため申し添えます。

### 記

関係業者は、自らが製造、輸入又は販売するコチニール色素又はコチニール色素を含む食品について、コチニール色素によるアレルギーの発症が疑われる症例等の情報を入手している場合、平成24年6月末日までに当課に報告すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・論文等により既に公表されているものは除くこと
- ・報告にあたっては別紙の様式に基づくこととするが、各項目のうち記載可能な項目のみを記載することで差し支えないこと

コチニール色素によるアナフィラキシー反応の発現が疑われる症例等の報告

平成24年 月 日提出

食品の種類(製品名)		情報入手日	年 月 日
報告者	食品製造業者(輸入者)・食品販売者・添加物製造業者・その他( )		
報告者の氏名 及び住所	氏名		
	住所	電話:( ) -	
食品製造業者 (輸入者)の氏 名及び住所	氏名		
	住所	電話:( ) -	
食品販売者の 氏名及び住所	氏名		
	住所	電話:( ) -	
添加物製造業 者の氏名及び 住所	氏名		
	住所	電話:( ) -	
報告の概要	アナフィラキシー反応が発現した者 歳(男・女) 摂取時期・期間等 (報告者等の説明)		
	医師等に対して厚生労働省が調査を行うことに関する本人の同意(有・無) 当該製品の有無(有・無)、製品の入手方法( )		
医師の意見	主症状、診察、検査結果、治療経過、当該食品の摂取と主症状の因果関係程度及びその判断理由を記載する。		
	アレルギー(有・無)(原因物質: その他既往歴( )		
医療機関	確認年月日		
	医療機関名		
	住所及び電話番号	電話:( ) -	
その他	当該食品の販売量、販売経路、他の苦情事例等の有無等を記載する。		